

[資料]

## ルクセンブルクのコンセイユ・デタ関係法令集

奥村公輔

### はじめに

本稿は、ルクセンブルクのコンセイユ・デタの研究に資するため、関係法令を翻訳したものである。ルクセンブルクにおいては、1856年10月17日に憲法が制定され、立憲政治が開始されたが、コンセイユ・デタはその憲法制定とともに創設された。そして、コンセイユ・デタはその創設以来長らく、諮問機関としての役割と行政裁判所としての役割を果たしてきた。しかし、Procola 対ルクセンブルク事件 (CEDH, 28 septembre 1995, *Procola C/Luxembourg*, RFDA, 1996, p. 777) において、欧州人権裁判所は、一定の者が同じ機関の中で同一の決定について引き続いて二つの機能を果たすことは、その機関の「構造的公平性」という点から問題になりうると判示し、これを受けて1996年7月12日憲法改正が行われた。これによって、コンセイユ・デタは、従来の行政裁判所としての役割を失い、諮問機関としての役割のみを担うこととなった。一方で、行政裁判は、コンセイユ・デタとは独立した機関である行政裁判所によって担われることとなった。また、当初のコンセイユ・デタは、政府の諮問機関であったが、1989年6月13日憲法改正によって、コンセイユ・デタは政府から独立した機関となった。

したがって、現在のルクセンブルクのコンセイユ・デタは、政府及び代議院から独立した諮問機関であり、自身に提出されうる政府提出法律案及び議員提出法律案並びに修正案、及び、政府又は法律によって付託されるすべての他の問題について意見を付与する（憲法第83条の2）。さらに、コンセイ

ユ・デタは、単なる諮問機関としての地位を超えて、憲法上特別な地位を有している。すなわち、代議院で法律が採択されるためには、3か月の間を空けて、2回の表決に付する必要があるが、コンセイユ・デタの同意が得られる場合には、2回目を省略し、1回の表決で法律を可決することができる（憲法第59条）。したがって、コンセイユ・デタは、議会的な役割をも担っているのである。

ルクセンブルクの諮問機関としての役割は、我が国における内閣法制局のそれと似ている。しかし、内閣法制局のヨーロッパ諸国との比較法的な研究は、主に、フランスのコンセイユ・デタ行政部を対象としており、我が国におけるルクセンブルクのコンセイユ・デタに関する研究は、管見の限り見当たらない。したがって、現在のルクセンブルクのコンセイユ・デタの関係法令を翻訳することは、ルクセンブルクのコンセイユ・デタ研究への一助となる。しかし、ルクセンブルクにおいては、法学全般に関しての研究論文が少なく、特にコンセイユ・デタに関する研究は管見の限り見当たらない。したがって、ルクセンブルクのコンセイユ・デタ関係法令集を訳出することは、コンセイユ・デタ研究のためには、よりいっそう重要であると思われる。とは言え、すべての関係法令を訳出すると膨大な量になるため、ひとまず重要な関係法令及びその条文に限定して訳出することにした。なお、法令のテキストについては、ルクセンブルクのコンセイユ・デタのホームページ（<http://www.conseil-etat.public.lu/fr/legislation/index.html>）を参照した（2014年11月10日最終閲覧）。

## 1. 1868年10月17日ルクセンブルク憲法（抄） （2009年3月12日最終改正）

### 第4章 代議院について

第 59 条〔法律の第二表決〕 法律はすべて、代議院が、コンセイユ・デタの同意により、公開の場で議席を構成し、別のように決定しない限り、第二表決に付される。第二表決までに少なくとも 3 か月の期間を空けなければならない。

第 65 条〔法律の表決〕 代議院は、法律の全体について表決する。この表決は、常に、点呼により行う。

- ② 少なくとも 5 名の代議院議員の要求により、法律全体についての表決は、法律の 1 つ又は複数の条項に関する表決によって行われうる。
- ③ 代理投票は認められる。ただし、何人も委任状以上のものを受け取ることができない。

## 第 5 章の 2 コンセイユ・デタについて

第 83 条の 2〔コンセイユ・デタの権限〕 コンセイユ・デタは、自身に提出されうる政府提出法律案及び議員提出法律案並びに修正案、及び、政府又は法律によって付託されるすべての他の問題について意見を付与するように求められる。第 65 条に適合して代議院によって可決された条項について、コンセイユ・デタは、法律により定められた期限においてその意見を表明する。

- ② コンセイユ・デタの組織及びその権限の行使態様は法律で規律する。

## 第 6 章 裁判について

第 84 条〔司法権の権限〕 民事上の権利を対象とする訴訟は、裁判所の専属的管轄とする。

第 85 条〔司法権の権限〕 政治的権利を対象とする訴訟は、法律の定める例外を除き、裁判所の管轄とする。

第 86 条〔裁判所設置法定主義〕 いかなる裁判所も、いかなる裁判機関も、

法律によらなければ設置することができない。その名称がいかなるものであれ、委員会も特別裁判所も設置することができない。

第 87 条〔高等司法院〕 高等司法院の組織は、法律により定める。

第 89 条〔判決理由付記等〕 すべての判決は理由を付記する。判決は公開法廷で宣告する。

### 第 95 条の 2〔行政訴訟〕

§ 1 行政訴訟は、行政裁判所及び行政法院の管轄とする。

§ 2 法律は、他の行政裁判機関を設置することができる。

§ 3 行政法院は、行政訴訟の最高裁判所である。

§ 4 行政裁判機関の権限及び組織は、法律により規律する。

§ 5 行政法院及び行政裁判所の裁判官は、大公により任命される。行政法院の構成員及び行政裁判所の長官及び副長官の任命は、最初の任命に関するものを除き、行政法院の意見に基づいて行う。

§ 6 (略)

### 第 95 条の 3〔憲法裁判所〕

§ 1 憲法裁判所は、判決により、法律の憲法適合性について裁定する。

§ 2 憲法裁判所は、先決的に、法律の定める態様に従い、条約の承認に関する法律を除き、法律の憲法適合性について裁定するためにすべての裁判所によって付託される。

§ 3 憲法裁判所は、高等司法院長官、行政法院長官、2名の破毀院評議官、及び、高等司法院及び行政法院の共同意見に基づいて大公によって任命される5名の裁判官から構成される。第91条、第92条及び第93条の規定は憲法裁判所構成員に適用する。憲法裁判所は、5名の裁判官で議席を占める部会を含む。

§ 4 憲法裁判所の組織及びその権限の行使は、法律により規律する。

## 2. コンセイユ・データの改革に関する 1996 年 7 月 12 日法律 (2012 年 10 月 18 日最終改正)

### 第 1 章 設置及び所在地について

第 1 条〔コンセイユ・データの設置及び所在地〕 憲法によって創設されるコンセイユ・データは、本法律により組織する。

② コンセイユ・データは、ルクセンブルク市に置くものとする。

### 第 2 章 立法及び命令事項に関する諸権限について

#### 第 2 条〔コンセイユ・データへの意見聴取〕

§1 コンセイユ・データがその意見を聴取された後にしか、いかなる政府提出法律案も議員提出法律案も代議院に提出されず、また、大公によって評価される緊急性の場合を除き、法律及び条約を執行するためのいかなる命令案も大公に付託されない。

② この意見は、結論を含む理由付報告書、及び、場合によっては、対案によって付与される。

§2 コンセイユ・データが政府提出法律案又は議員提出法律案を憲法、国際条約及び法の一般原理に違反すると判断するとき、コンセイユ・データはその意見においてそのことについて言及する。コンセイユ・データが命令案を上位法規範に違反すると判断するときも同様である。

§3 政府が政府提出法律案の提出について緊急性があると判断するとき、代議院は、コンセイユ・データがその意見を聴取されることなく、直接その政府提出法律案を付託されうる。ただし、その場合、代議院は、その政府提出法律案を審議に付する前に、事前意見のために、コンセイユ・データへの政府提出法律案の付託を命ずることができる。

- ② ただし、緊急性が代議院の同意を伴って政府によって認められたときは、審議を行わないことができるが、コンセイユ・デタの意見は、政府提出法律案の最終表決の前に代議院に通知されなければならない。

§4 代議院が表決されるすべての条項がコンセイユ・デタによって意見を付与されていないという事実により法律全体についての表決に取り掛かることができず、憲法第 65 条に適合して条文毎に表決に取り掛かったときは、コンセイユ・デタは、コンセイユ・デタへの規定の通知の日から遅くとも 3 か月以内に代議院によって表決された諸規定について意見を付与する。

- ② この期間内に意見が付与されないときは、代議院は、法律全体についての表決に移ることができる。

第 3 条〔政府提出法律案及び命令案の原理についての諮問〕 政府は、政府提出法律案又は命令案をコンセイユ・デタに付託する前に、その原理についてのコンセイユ・デタの意見を要求することができる。

- ② 前項の場合、コンセイユ・デタは、既存する法律及び命令に導入すべき新しい法律、新しい命令又は修正の適時性についての政府の関心を問うことができる。
- ③ 前二項において、原理についての政府及びコンセイユ・デタ間の合意が存在するときは、政府は、政府提出法律案又は命令案を起草するようにコンセイユ・デタに求めることができる。

### 第 3 章 構成及び運営について

第 4 条〔構成〕 コンセイユ・デタは、21 名のコンセイユ・デタ評議員によって構成され、そのうち少なくとも 11 名は、ルクセンブルク人の審査官によって公布された法学博士の証書の保持者、又は、高等教育並びに高等教育の外国の資格及び学位の認可に関する 1969 年 6 月 18 日法律に適合して、法上認可及び登録された高等教育の外国の学位の保持者である。

- ② この数は、コンセイユ・デタの一部を構成する大公家の構成員を含まない。
- ③ 大公継承者は、その地位が付与されたときから、コンセイユ・デタ評議官として任命されうる。
- ④ コンセイユ・デタ構成員は、コンセイユ・デタ評議官の地位を保持する。

第5条〔任免及び職務期間〕 コンセイユ・デタ構成員は、大公によって任免される。

- ② 大公家の構成員を除き、コンセイユ・デタ構成員の職務は、連続の又は不連続の15年の期間経過後、終わる。
- ③ コンセイユ・デタ構成員の職務は、72歳に達したときにも終わる。
- ④ いかなるコンセイユ・デタ構成員も、全員会議において、罷免の理由について聴聞された後にしか、罷免されえない。

第6条〔解散〕 大公は、コンセイユ・デタを解散することができる。

第7条〔全体刷新〕 コンセイユ・デタの全体刷新のとき、大公は、7名の構成員を直接任命する。

- ② 7名の構成員は、代議院によって提示された10名の候補者の名簿に基づいて大公によって選任される。
- ③ 7名の構成員は、前二項の規定に基づいて構成されたコンセイユ・デタによって提示された10名の候補者の名簿に基づいて大公によって選任される。
- ④ 構成員に欠員が生じるとき、代替は、択一的に、かつ、以下の方法によって行われる。
  - a) 大公による直接の任命によって
  - b) 代議院によって提示された3名の候補者のうち1名の任命によって
  - c) コンセイユ・デタによって提示された3名の候補者のうち1名の任命によって

- ⑤ 候補者を欠員ポストに指名するために、コンセイユ・デタは全体会議と

して招集される。コンセイユ・デタは秘密投票を行う。候補者の指名は、出席する構成員によって表明された表決の相対多数で行われる。投票が同数のとき、年長者が優先される。

- ⑥ 前五項で定める規定の特例として、大公家の構成員は、常に大公の直接の任命によって指名される。

第8条〔長官及び副長官〕 大公は、毎年、コンセイユ・デタ構成員の中から、1名の長官及び2名の副長官を選任する。

第9条〔審議事項〕 コンセイユ・デタは、全体会議において、政府提出法律案及び議員提出法律案、修正案、大公令、条約の執行のために必要な命令について、並びに、その意見が法律及び命令によって要求され、又は、大公若しくは政府によって要求される公行政のすべての問題について審議する。

第10条〔コンセイユ・デタ構成員の要件〕 コンセイユ・デタ構成員であるためには、以下の要件を満たさなければならない。

- 一 ルクセンブルクの国籍を有すること
- 二 市民的及び政治的権利を有すること
- 三 大公国に居住すること
- 四 満30歳以上であること

- ② 第37条の適用を妨げることなく、コンセイユ・デタ構成員の職務は、以下の場合を除き、すべての職務及びすべての職業と兼職可能である。

- 一 政府構成員の職務
- 二 第22条で列挙される職務

- ③ さらに、コンセイユ・デタ構成員の職務は、代議院議員の職務と兼職不可能である。

- ④ 代議院議員の職務又は第22条で列挙される職務の受諾は、当然に、コンセイユ・デタ構成員の職務の停止をもたらす。

第11条〔宣誓〕 職務に就く前に、コンセイユ・デタ構成員は、大公又は大公によって指名された人物と手を握りながら、以下のように宣誓する。



「私は、大公への忠誠、国の憲法及び諸法律への服従を誓います。私は、清廉性、厳格性及び公正性をもって、私の職務を果たすことを約束します。私は、コンセイユ・デタの審議及び政府の事案を秘密にすることを約束します。私はこれらのことを誓います。」

第12条〔長官の不在及び構成員の欠席〕 コンセイユ・デタ長官は、大公の認可なく、15日以上不在にすることはできない。

② コンセイユ・デタ構成員は、長官によって付与された休暇に基づいてしか、会議を欠席することはできない。

第13条〔手当〕 コンセイユ・デタ構成員の手当の割当ての率及び方法、並びに、その旅費及び滞在費は、大公令で定める。

② コンセイユ・デタ構成員に支給される手当は、あらゆる俸給又は年金とともに計算される。

第14条〔内部規則〕 大公令は、コンセイユ・デタ内部規則を承認する。

#### 第4章 実施すべき諸形式について

第15条〔審議の非公開〕 コンセイユ・デタ及び審議の起草に責任を負う委員会の会議は、公開されない。

② ただし、コンセイユ・デタは、憲法の定める第二投票の免除を表明するために、公の会議を開く。

第16条〔主宰〕 大公は、自身が適切と判断するとき、コンセイユ・デタを主宰する。

② この場合を除き、コンセイユ・デタは、長官によって、又は、長官の都合が悪いとき、最古参の副長官によって主宰される。

③ 長官及び2名の長官の都合が悪いとき、コンセイユ・デタは、出席する最古参の構成員によって主宰される。

④ 事務総長は、コンセイユ・デタの会議に出席し、その議事録を作成する。事務総長の都合が悪いとき、その任務は、第22条第2項第1号で定

める枠組みの職員、又は、最古参者ではないコンセイユ・デタ評議官によって代替される。

第 17 条〔決議〕 コンセイユ・デタは、少なくとも 12 名の構成員が招集されたときにしか、決議を行わない。

② コンセイユ・デタの決議は、投票により多数決で決定される。同数のときは、それぞれの意見が政府に知らされる。

③ 長官及び事務総長は、なされた決議の真実性を保証する。

第 18 条〔欠格事由〕

§1 コンセイユ・デタ構成員は、自身又はその両親若しくは 4 親等までの親戚が個人的利益を有しているいかなる場合においても、出席し、審議し又は決定することができない。

§2 いかなるコンセイユ・デタ構成員も、コンセイユ・デタ構成員の地位以外の地位で参加した、政府提出法律案若しくは議員提出法律案、命案、その他草案に関する、意見の作成及び表決に参加することができない。

## 第 5 章 大公、代議院及び政治的機関との関係について

第 19 条〔コンセイユ・デタと大公及び代議院との関係〕

§1 コンセイユ・デタと大公及び代議院は、極度の緊急性のある場合を除き、首相の仲介により関係をもつ。

§2 代議院により政府提出法律案又は議員提出法律案に対して提案された修正案及びこれに関係するコンセイユ・デタ意見の伝達は、代議院議長及びコンセイユ・デタ長官の仲介により行われる。

第 20 条〔首相の権限〕 首相は、立法及び公行政の問題についての政府及びコンセイユ・デタ間の協議を招集する権限を有する。

② この協議は、首相によって主宰される。

第 21 条〔学識者の召喚等〕 コンセイユ・デタは、特別な知識によって審議

を啓蒙することができるように思われる人物を、発言権をもって審議に参加するように審議に召喚することができる。

- ② コンセイユ・データの審議を準備する任務を負う委員会も同じ権限を有する。
- ③ 前項の委員会は、政府構成員の指名に基づいて、審議中の事案についての説明を求めるために公務員を召喚することができる。

## 第6章 コンセイユ・データ事務総局について

### 第1節 枠組みについて

第22条〔事務総局の創設、事務総長及び事務総局員〕 コンセイユ・データに、事務総長によって統轄される事務総局を置く。

- ② 事務総局は、事務総長の職務の他に、以下の職務及び事務総局員を含む。

一～三（略）

- ③ 事務総長並びに本条第2項第1号及び第2号で定める職務への任命は、コンセイユ・データの提案に基づいて大公によってなされ、本条第2項第3号で定める職務への任命は、国务大臣たる首相によってなされる。

第23条〔研修員、事務員及び技術者〕 この枠組みは、役務の必要性に応じて、かつ、予算額の制限の下で、研修員、事務員及び技術者によって補充される。

### 第2節 組織及び任命要件について

第24条〔上位職候補者〕 コンセイユ・データの下での上位職の職務の候補者は、第26条の規定の留保の下で、政府職員への職への許可について求められる調査要件を満たさなければならない。

第25条〔中間及び下位職候補者〕 中間及び下位職の職務の候補者は、第26条で定める特別の要件の適用を妨げることなく、政府行政の下での同様の職務の候補者と同様の要件を満たさなければならない。

第26条〔大公令による規律〕 大公令は、研修、研修修了試験及び昇進試験の態様を定め、また、コンセイユ・デタ事務総局員についての採用、研修、任命及び昇進の特別の要件を定めることができる。

第27条〔職員の宣誓〕 職務に就く前に、第22条で列挙される公務員は、コンセイユ・デタ長官と手を握りながら、以下のように宣誓する。  
「私は、大公への忠誠、国の憲法及び諸法律への服従を誓います。私は、清廉性、厳格性及び公正性をもって、私の職務を果たすことを約束します。」

## 第7章 様々な規定

第28条 (略)

第29条 (略)

## 第8章 予算規定、経過規定、廃止規定及び効力のある規定について

第30条〔コンセイユ・デタ評議官によるコンセイユ・デタの形成〕 コンセイユ・デタを現実に構成するコンセイユ・デタ評議官は、本法律の発効のときから、コンセイユ・デタを形成する。

第31条〔職務期間の特例〕 第5条第2項の特例として、本法律の発効前に職務に就いたコンセイユ・デタ評議官の職務期間は、18年である。

② 前項の特例として、職務期間が本法律の発効前に15年を超えたコンセイユ・デタ評議官の職務期間は、本法律の発効後3年で終了する。

第32条～第36条 (略)

第37条〔発効年月日〕 本法律は、1997年1月1日に発効する。

### 3. 代議院規則（抄） （2012年3月14日最終改正）

#### 第2編 政府提出法律案及び議員提出法律案に関する手続について

#### 第6章 第二表決について

##### a) 規則上の第二表決について

#### 第74条〔規則上の第二表決〕

§1 以下のものは、全体表決の前に、新たな審議及び確定的表決に付される。

- 一 審議の間に法律案に導入された新たな諸規定
- 二 採択された修正案
- 三 否決された当初の規定
- 四 いかなる方法であれ修正された条項
- 五 コンセイユ・データが意見を聴取される前に認められたすべての規定

§2 第二表決と関係ないすべての議員提出法律案及び修正案は禁止される。

§3 (略)

§4 代議院は、この第二表決の後すぐに、法律案の全体についての表決を行う。

§5 本条の規定は、憲法上の第二表決に付される法律案に適用する。

##### b) 憲法上の第二表決について

第75条〔第二表決の原則〕 すべての法律は、代議院が、コンセイユ・データの同意を伴って、公の会議で審議して別のように決定しない限り、第二表

決に付される。

第 76 条〔第二表決に関する代議院への諮問、第二表決が不要と判断された場合〕

§ 1 法律案全体についての表決の後、議長は「第二表決をする必要があるかどうか」の問題を代議院に諮問する。

§ 2 代議院が第二表決をする必要がないと決定するとき、法律案は CONSEYU・DETA に付託され、CONSEYU・DETA が代議院の決定に賛成する限りにおいて、法律案は確定的に第二表決を免れる。

第 77 条〔第二表決を行うために必要な期間〕

§ 1 代議院又は CONSEYU・DETA が第二表決を必要と判断するとき、第一表決後少なくとも 3 か月後にしか第二表決を行うことはできない。

§ 2 代議院に提出された法律案に関する本規則の諸規定は、この場合に遵守される。

第 78 条〔第二表決免除に関する CONSEYU・DETA 決定の通知〕 代議院が第二表決の免除に好意的に意見表明するすべての場合において、第二表決の免除に関する CONSEYU・DETA の決定は代議院に通知される。

\* なお、ルクセンブルクの CONSEYU・DETA に関係する法令として、他に、CONSEYU・DETA 事務総局の様々な職務への加入、任命及び昇進要件の画定に関する 1997 年 3 月 28 日大公令、CONSEYU・DETA 構成員の手当の決定に関する 1997 年 5 月 15 日大公令、CONSEYU・DETA 内部規則の承認に関する 2008 年 12 月 2 日大公令などがある。

\* 本稿は、平成 26～27 年度科学研究費（若手研究（B））「執行府の憲法解釈権の構造の比較法的研究」の研究成果の一部である。